○土浦市住居表示に関する条例施行規則

昭和46年3月25日

規則第8号

改正　昭和59年5月11日規則第21号

平成16年6月18日規則第30号

平成17年3月31日規則第20号

注　平成16年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条　この規則は，土浦市住居表示に関する条例(昭和46年条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(街区符号付定等の通知)

第2条　条例第2条及び第3条第4項の規定による通知は，様式第1号とする。

(平16規則30・一部改正)

(住居表示を必要とする建物等)

第3条　条例第3条第1項の規定による住居表示を必要とする建物その他の工作物(以下「建築物等」という。)は，別表第1に定めるものとする。ただし，同表に定める建物その他の工作物であつても，主たる建築物でなければ，この限りでない。

(平16規則30・一部改正)

(新築等の届出)

第4条　条例第3条第1項の規定による届出は，様式第2号によるものとする。

(平16規則30・一部改正)

(住居番号変更等の申し出)

第5条　条例第3条第2項の規定による住居番号の設定，変更又は廃止の申し出は，様式第3号によるものとする。

(平16規則30・一部改正)

(変更等の通知)

第6条　条例第3条第3項の規定により住居番号を設定し，変更し若しくは廃止する必要がないと決定したときは，市長は，条例第3条第1項の届出人，同条第2項の申出人，同条第3項の関係人又は関係行政機関の長に，様式第4号により通知するものとする。

(平16規則30・一部改正)

(住居番号の表示)

第7条　条例第4条第1項の規定に基づき市長が別に定める住居番号の表示の場所は，次の表の左欄に掲げる建物につき，右欄に掲げる場所とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の別 | 表示する場所 |
| 棟番号を必要とする建物及び中高層の建物 | 1　当該建物の外壁で道路から見易い場所2　当該建物の区分された部分の主要な出入口 |

2　条例第4条に規定する住居番号の表示は，様式第5号とし別表第2の左欄に掲げる建物については，右欄に掲げる様式とする。

(平16規則30・一部改正)

付　則

この規則は，条例施行の日から施行する。

付　則(昭和59年5月11日規則第21号)

この規則は，公布の日から施行する。

付　則(平成16年6月18日規則第30号)

この規則は，平成16年7月1日から施行する。

付　則(平成17年3月31日規則第20号)

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平16規則30・一部改正)

住居表示を必要とする建物その他の工作物

|  |  |
| --- | --- |
| 専用住宅用建物併用住宅用建物農家住宅用建物アパート・ホテル・簡易旅館用建物旅館・料亭用建物待合用建物店舗・百貨店用建物劇場・映画館用建物キヤバレー・ダンスホール用建物浴場用建物病院用建物 | 事務所，銀行用建物工場用建物倉庫用建物市場用建物学校(各種学校を含む)用建物集会場官公署用建物宗教用建物公共の用に供する建物公園等の施設路外駐車場 |

別表第2(第7条関係)

(平16規則30・一部改正)

住居番号表示の様式

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の別 | 様式 |
| 棟番号を必要とする建物及び中高層の建物 | 1　棟番号の様式建物等の大きさに比例した適当なものとし，符号は，原則としてアラビヤ数字とする。2　各戸の番号の様式各戸の番号の表記は，アラビヤ数字とする。 |

(備考)

1　左の部分には街区符号を，右の部分には住居番号を表示する。

2　地色は暗い青色とし，数字はアラビヤ数字で白ぬきとする。

3　単位は，ミリメートルとする。

4　表示板は，地上からおよそ1.6メートルの高さに表示するものとする。

















様式第1号(第2条関係)

(平16規則30・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平16規則30・全改，平17規則20・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

(平16規則30・全改，平17規則20・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(平16規則30・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(平16規則30・一部改正)